

答 申

第1 審査会の結論

鳥栖市教育委員会（以下、「実施機関」という。）が行った令和7年6月13日付鳥教学第2600号の公文書を公開しないこととした決定は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経緯

1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、令和7年6月13日付で実施機関が審査請求人に対して行った公文書を公開しないこととした決定を取り消し、開示請求のあった公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和7年6月2日、審査請求人は、実施機関に対し、鳥栖市情報公開条例（以下、「情報公開条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和7年6月13日、実施機関は、情報公開条例第10条第1項の規定により、公文書を公開しない決定（以下、「本件決定」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和7年9月17日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、令和7年9月17日付審査請求書において、概ね次のような主張をしている。

(1) 本件公文書の存在と重要性について

本件対象文書は、○○小学校の教頭であった○○（以下、「○○教頭」という。）氏が、審査請求人の子に関する保護者対応として職務上作成した記録であり、審査請求人が提訴した国家賠償請求訴訟（鳥栖簡易裁判所令和5年（ハ）第80号 損害賠償請求事件）において、鳥栖市が、証拠として裁判所に提出しているものであるから、本件公文書は存在し、そして、それが公務の遂行過程で作成・利用された重要な記録である。

(2) 非開示理由の不当性

ア 調査義務の懈怠

実施機関には、その所管する学校や所属職員（元職員を含む。）が職務上作成・保有する文書について、その所在を調査し、開示する義務があり、単に、「教育委員会の事務局内にない」という理由だけで調査を尽くさず非公開とすることは、調査義務を放棄したに等しい。

イ 「保有」の解釈の誤り

本件対象文書は、○○教頭が、職務上作成し、現に鳥栖市が訴訟という公的な場で、「組織として利用」したのであるから、条例上の「保有」文書に該当するのは明らかである。

(3) 公文書該当性の矛盾と信義則違反

実施機関は、本件対象文書を国家賠償請求訴訟において利用しながら、開示請求においては、「保管していない」としており、自己の都合によって、「公的な証拠」と「存在しない文書」を使い分けており、行政手続における信義誠実の原則に著しく反するものである。

(4) 不適切な文書管理体制

児童の権利や保護者対応に関する重要な記録が、教育委員会で一元的に管

理されず、個人保管（あるいは所在不明）の状態にあること自体が、公文書管理規程等に違反する重大な問題であり、不適切な文書管理体制を理由に、市民の正当な「知る権利」を侵害することは本末転倒であり、断じて許されない。

(5) 行政手続法第8条違反と理由提示の不備

実施機関が、非公開決定をした「当該原本については、教育委員会に保管していない」との理由は、審査請求人が有効な反論を行うことを困難にさせるものであり、理由提示義務を定めた行政手続法の趣旨を没却する、著しい手続的瑕疵である。

2 実施機関の主張

実施機関は、令和7年9月30日付審査請求に係る経過説明書、同日付弁明書及び同年10月30日開催の第1回情報公開・個人情報保護審査会において、概ね次のとおり主張している。

本件対象文書であるメモ書きをスキャンしたもの及びショートメッセージサービス（以下、「SMS」という。）のスクリーンショットは、○○教頭が、裁判所に陳述書を提出するにあたり、陳述書の内容の根拠になるものとして、個人的なメモ等を根拠資料として添付したものである。

実施機関は、本件対象文書が記載された紙媒体（ノート）をスキャンデータ化し、当該裁判に係る関係事項以外の個人情報等をパソコン上で黒塗りをして、左上部に表題をつけて加工したもの保存している。

また、スクリーンショットの画像は、○○教頭から送付された画像データをパソコン上で左上部に表題とその下に説明を付け加工したもの保存している。

そして、未加工のスキャンデータや画像データについては、教育委員会では保管しておらず、また、紙媒体（ノート）については、教頭の個人的なメモの

ため、教育委員会では保管していない。

そのため、実施機関は、公文書公開請求に対して、非公開決定とし、「当該原本については、教育委員会に保管していない。」と通知をしたものであり、実施機関としては、情報公開条例に則って処理しており、また、行政手続法についても適法に取り扱っている。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対し、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の保有について

(1) 公文書について

情報公開条例第2条第2項は、公文書について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られた記録をいう。）であって、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。」としている。

そのため、公文書に該当するというためには、①実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したこと、②文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られた記録をいう。）であること、③組織的に用いるものであること、④当該実施機関が保有していることのいずれの要件を満たすことが必要であるところ、本件において、実施機関は、非公開決定の理由として、「当該原本については、教育委員会に保管していない」としていることから、本件対象文書を実施機関が保有しているものといえるかどうかが問題となる。

(2) 本件対象文書について

審査請求人が、開示を求めている本件対象文書は、鳥栖簡易裁判所令和5

年（ハ）第80号損害賠償請求事件の乙1号証に添付されている資料1〇〇教頭メモ①ないし④の原本であり、〇〇教頭メモ①ないし③は「メモ書きをスキャンしたもの」、〇〇教頭メモ④は「〇〇校長とのSMSのスクリーンショット」である。

（3）実施機関が保有しているといえるか

ア 「実施機関が保有している」の意味について

公文書の開示においては、開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」を公文書としており、保有していない行政文書を開示請求に応じるために作成することまでは求められていない。

もっとも、「保有しているもの」という要件は、行政文書ファイル管理簿への登録や収受印があること等の手続がとられていることは、「公文書」の要件ではないし、また、直接に占有している場合に限らず、事実上支配していれば、「保有していること」の要件を満たすものである。

そこで、本件対象文書を実施機関が保有しているといえるかについて、検討する。

イ 〇〇教頭メモ①ないし③「メモ書きをスキャンしたもの」

〇〇教頭メモ①ないし③「メモ書きをスキャンしたもの」について検討すると、実施機関は、メモ書きが記載された紙媒体（ノート）をスキャンデータ化し、鳥栖簡易裁判所令和5年（ハ）第80号損害賠償請求事件の裁判に係る関係事項以外の個人情報等をパソコン上で黒塗りをして、左上部に表題をつけて加工したものを保存しているが、加工前のスキャンデータ自体は保存をしていないと主張している。

この点、本件メモ書きが記載された紙媒体（ノート）自体は、〇〇教頭が、個人的に、自己の執務の便宜のために備忘録として使用し、記録しているに過ぎないものであるから、実施機関が組織的に作成又は利用しているとはいえないものである。

そのため、本件メモ書きが記載された紙媒体（ノート）自体は、公文書に該当するものではなく、また、実施機関が訴訟において組織的に用いたのは、関係事項以外の個人情報等が記載されている部分を黒塗りするなどして加工したものであるから、本件メモ書きが記載された紙媒体（ノート）をスキャンしたもの自体を組織的に用いたということはできない。

そのため、加工前のスキャンデータ自体は、公文書とはいえず、実施機関がそれを保存しなかったことが不適切な対応ということもできない。

したがって、実施機関は、本件メモ書きが記載された紙媒体（ノート）及び本件メモ書きが記載された紙媒体（ノート）をスキャンしたものを探しておらず、また、実施機関において、同ノートを改めてスキャンして開示することまで求められるものとはいえないことから、〇〇教頭メモ①ないし③「メモ書きをスキャンしたもの」を「実施機関が保有している」とはいえない。

ウ 〇〇教頭メモ④「〇〇校長とのSMSのスクリーンショット」

〇〇教頭メモ④「〇〇校長とのSMSのスクリーンショット」について検討すると、実施機関は、〇〇教頭から送付されたスクリーンショットの画像データをパソコン上で左上部に表題とその下に説明を付け加工したものを探しているものの、未加工の画像データについては、実施機関には保存していないと主張している。

この点、同スクリーンショットは、〇〇教頭が、〇〇校長に、保護者から連絡があったことやその内容等を報告したものであるが、それぞれ私物の携帯電話を使用してやり取りがなされたものであり、実施機関のPC等を利用してやり取りされたものではない。

そのような職員が私物として使用している携帯電話のデータ等は、基本的に公文書に該当しないものであり、実施機関が直接的にも間接的にも保有していないものであるのは明らかである。

そして、実施機関は、加工前の画像データ自体を保存していないが、実施機関が、組織的に用いたものは、鳥栖簡易裁判所令和5年（ハ）第80号損害賠償請求事件の裁判に提出した〇〇教頭から送付された画像データをパソコン上で左上部に表題とその下に説明を付け加工したものであり、「〇〇校長とのSMSのスクリーンショット」自体を組織として用いたわけではないことから、実施機関が加工前の画像データ自体を保存していないことが不適切な対応ということもできない。

そのため、実施機関は、加工前の画像データ自体を現に保有しておらず、また、実施機関において、同画像データを改めて〇〇教頭から取得して開示することまで求められるものとはいえないことから、〇〇教頭メモ④「〇〇校長とのSMSのスクリーンショット」自体を「実施機関が保有している」とはいえない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件公文書の存在と重要性や非開示理由等の不当性を主張しているところ、すでに述べたとおり、本件対象文書は、「実施機関が保有している」とはいえないものである。

そして、加工前のデータ自体を実施機関が保存していないことが不当であるとはいはず、さらに、本件において加工前のデータを実施機関が所在等を調査し開示する義務があるとはいえない。

また、訴訟において利用された加工後の〇〇教頭メモ①ないし④は、実施機関が、組織的に用いて保有しているとしても、本件対象文書の加工前のデータは、実施機関において保有していないことから、実施機関が、「公的な証拠」と「存在しない文書」を使い分けているとはいはず、それが行政手続における信義誠実の原則に反するとはいえない。

さらに、実施機関の文書管理体制が不適切であるとはいはず、また、加工前

のデータを保有していないことが問題とはいえないことから、実施機関が非開示決定とした「当該原本については、教育委員会に保管していない」との理由が、理由提示義務を定めた行政手続法の趣旨を没却するような、著しい手続的瑕疵であるということもできない。

3 以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

令和7年9月30日	諮詢
令和7年10月30日	第1回情報公開・個人情報保護審査会 実施機関から意見聴取
令和7年12月19日	第2回情報公開・個人情報保護審査会 審議

第6 鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	所属等	備考
隈淳平	弁護士	会長
原弘安	司法書士	職務代理者
渡辺楠雄	行政書士	
三橋早苗	人権擁護委員	
古賀洋子	消費生活相談員	

以上